11　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

（削除）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条　（略）

2・3　（略）

4　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第一項及び第五項、第九十八条第一項及び第六項並びに第百七十六条第一項及び第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第百七十六条第一項の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

5～12　（略）

13　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

（削除）

（電気装置）

第十四条　（略）

2～17　（略）

18　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

（削除）

11　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

三　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条　（略）

2・3　（略）

4　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第百七十六条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第百七十六条第一項の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

5～12　（略）

13　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

三　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（電気装置）

第十四条　（略）

2～17　（略）

18　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

三　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの